

杨木県公報

平 成 27 年 3月31日(火) 号 外 第 29 号

目 次

公安委員会

公安委員会

栃木県公安委員会規則第二号

平成二十七年三月三十一日栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県公安委員会委員長 佐 藤 信 勝

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則(昭和三十四年栃木県公安委員会規則第五

別表を次のように改める。

別表 (第1条関係)

警察職員定員表

本部	階級	及等	警 察 官					警察官以	A ⇒1	
警察署		警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計	外の職員	合計	
警	察本	部	74	135	508	340	155	1, 212	306	1, 518
警	察	署	44	112	455	656	916	2, 183	158	2, 341
合		計	118	247	963	996	1, 071	3, 395	464	3, 859

温泉

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第三号

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十一日

栃木県公安委員会委員長 佐 藤 信 勝

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則

第十六条第八号中「配偶者」の下に「、保護者等」を加える。栃木県警察本部組織規則(昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十八条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

第三十一条に次の一号を加える。 十一 歓楽街における犯罪、迷惑行為等の予防に係る企画、調査及び総合調整に関すること。

三 その他警察本部長の命ずる事項に関すること。

当 法

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第四号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 佐 藤 信 勝

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

り。 栃木県公安委員会事務専決規程(昭和三十九年栃木県公安委員会規則第十八号)の一部を次のように改正す

四十三項の次に次のように加える。別表第一中第四十六項を第四十七項とし、第四十五項を第四十六項を第四十七項とし、第四十五項を第四十六項を第四十五項とし、第

四十四 災害対策基本法第七十六条の四第一項の規定による道路管理者に対する要請 | |

瞅

の規定中「国土交通大臣」を「知事」に改める。別表第四第二十七項、第二十八項及び第三十一項から第三十三項まで並びに別表第十第三項から第六項まで

温宝

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第五号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 佐 藤 信 勝

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島線」に改め、同項の次に次のように加える。四」を「市員町大字市塙三千六百八番一」に改め、同表五十六の項中「県道上根北長島線」を「県道庫沼下野線」に改め、同表四十七の項中「芳賀町大字下高根沢三千九百九十二番三十四の項中「大字横倉新田四百十九番三」を「大字横倉五百九十七番五十四」に改め、同表四十五の項中別表第四の二十一の項中「同市亀山千三十一番三」を「字都宮市氷室町二千七百七十二番六」に改め、同表版木県道路交通法施行細則(昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

の 11 五十代	<u></u>	佐野市出流原町五百十五番一から同市赤見町千二百四十六番一まで

別表第四中五十七の三の項を五十七の四の項とし、五十七の二の項の次に次のように加える。

(E)		県道作原田沼線	佐野市岩崎町五百四十二番八から同市石塚町千八百七十五番一まで	
-----	--	---------	--------------------------------	--

当 法

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第六号

める。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定

平成二十七年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 佐 藤 信 勝

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

一号)の一部を次のように改正する。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和六十年栃木県公安委員会規則第

忌帐紙→中「保育所」の火に「及び幼保連携型認定こども園」や云水、「幼稚園及び」や「幼稚園、」に対める。

温宝

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第七号

平成二十七年三月三十一日交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県公安委員会委員長 佐 藤 信 勝

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

次のように改正する。交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則(平成五年栃木県公安委員会規則第五号)の一部を

温宝

この規則は、公布の日から施行する。

警察本部

栃木県警察本部訓令甲第二号

保護取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県警察本部長 松 岡 亮 介

保護取扱規程の一部を改正する訓令

保護取扱規程(昭和三十七年栃木県警察本部訓令第八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

二号を加える。第二十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条に次の

七 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第八十九条の規定により、次に掲げる者を連れ戻す場合

イ 少年院から逃走した者

- は外泊の場合において、少年院の長が指定した日時までに少年院に帰着しなかつた者口 少年院法第四十条第三項に規定する院外委嘱指導又は同法第四十五条第一項の規定による外出若しく
- 連れ戻す場合入 少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第七十八条の規定により、少年鑑別所から逃走した者を

室 副

大年法律第五十八号)の施行の日から施行する。この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、少年院法(平成二十三の訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、少年院法(平成二十

栃木県警察本部訓令甲第三号

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十一日

栃木県警察本部長 松 岡 亮 介

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令

別表警務課長専決事項の項に次の一号を加える。栃木県警察事務決裁規程(平成十二年栃木県警察本部訓令甲第三十四号)の一部を次のように改正する。

八 任期付職員の任用及び解職に関すること。

温波

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。